

# 平成27年度保険料率に関する論点について

## 1. 制度改正

27年医療保険制度改革に向けて、協会要望事項の実現を引き続き強く訴えていく。

- ① 国庫補助率20%への引上げ
- ② 高齢者医療制度の見直し
  - ・ 高齢者医療への公費負担の拡充
  - ・ 後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入
- ③ その他
  - ・ 傷病手当金と出産手当金の見直し 等

## 2. 27年度保険料

27年度保険料についてどう考えるか。

- 直近の5年収支見通し（26年7月試算）も踏まえて、27年度保険料についてどう考えるか

### 3. 激変緩和措置

27年度の激変緩和措置についてどのように考えるべきか。

#### ○ 27年度の激変緩和率についてどう考えるか

※ 現行の激変緩和率は2.5/10。前回法改正により財政特例措置は2年延長（25・26年度）されたが、激変緩和措置期間も2年延長（平成32年3月まで）され、激変緩和率は24年度から維持されてきている。

#### ○ 仮に平均保険料率が維持された場合の都道府県単位保険料率の扱いをどうするか

※ 都道府県単位保険料率の算定方式は法令で規定されており、仮に平均保険料率及び激変緩和率が維持された場合でも、都道府県ごとに医療給付費等の変動状況が異なることから、27年度の都道府県単位保険料率が現在のものと同様となるとは限らない。

### 4. 変更時期

仮に保険料率の変更をする場合、変更時期は4月納付分からでよいか。